平成２４年（フ）第４２８号
静岡県袋井市太田778番地の１　市営太田西団地Ｃ棟10号
債務者　菅原　俊夫
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４４２号
静岡県浜松市東区市野町2744番地の２　市野ハイツ111号、前住所静岡県浜松市東区豊町3426番地　201
債務者　西谷　　洋（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４４７号
静岡県浜松市西区湖東町2869番地　牧田豊方
債務者　牧田　晃子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第７４３１号
神奈川県厚木市旭町５丁目18番１号
破産者　株式会社シャルム
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４３２号
神奈川県横浜市磯子区磯子３丁目11―12
破産者　笹山　壽郎
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１号
長野県飯田市山本1167番地
破産者　有限会社ヤマウチ
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第２２号
長野県飯田市山本1151番地１
破産者　株式会社ウエスト
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第７０号
愛知県豊橋市神野新田町字メノ割19―２、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊橋市柱九番町40番地
破産者　有限会社三河瓦工業
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７０３２号
大阪市中央区南船場４丁目11番９号コムズビル６Ｆ
破産者　有限会社ヴィララルーカンパニー
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４号
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目６番10号
破産者　株式会社ケイエムアイ
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４７０号
大阪市北区天満２丁目15番６号
破産者　グラフ印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４７１号
大阪市北区天満２丁目15番６号
破産者　株式会社グラフ
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４８９号
大阪市中央区本町橋８番12号森藤ビル405号
破産者　有限会社アージュトレーディング
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５４９号
大阪市淀川区東三国２丁目31番17―301
破産者　光南工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９３８号
大阪市淀川区西宮原２丁目３番35―212号
破産者　株式会社ナカ工業
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６６７号
大阪府松原市東新町４丁目８番27号
破産者　株式会社タクシン
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
堺市南区城山台３丁４番110号
破産者　有限会社ブルーレイク
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６６０号
堺市美原区黒山377番地の４
破産者　有限会社さつま
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
島根県江津市江津町1520番地195
破産者　本田　治幸
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第４５号
島根県江津市江津町1520番地195
破産者　本田　尚美
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部